

(保 8)

平成 25 年 4 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

DPC対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成25年厚生労働省告示第127号をもって改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、診断群分類定義樹形図及び定義テーブル中「070470 関節リウマチ」について、「セルトリズマブ ペゴル」が追加されました。詳細は添付資料をご参照ください。

なお、本薬は上記告示により DPC 対象病院における出来高算定が可能となります。本来平成 25 年 2 月 28 日付け「保 226」の添付資料「平成 25 年厚生労働省告示第 25 号」と併せて告示されるべきものでしたが、漏れがあり、今般告示される運びとなりましたことを申し添えます。

<添付資料>

1. 「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）について
(平25.3.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 127 号)
3. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について
(平 25.4.1 保医発 0401 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

事 務 連 絡

平成25年 3月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成25年厚生労働省告示第25号をもって改正され、セルトリズマブ ペゴルが別表に追加されたところであるが、近日中に、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）が改正される予定であるため、それまでの間、診療報酬の算定に注意するよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（総務三九）
○平成二十五年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（同四〇）

○地方債に関する省令の一部を改正する省令（同四一）

○外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令（外務九）

○外務省研修所研修規則の一部を改正する省令（同一〇）

〔規 則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院一）

〔告 示〕

○除籍が滅失した件（法務一三〇）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同一三一）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務一〇六）

○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一〇七）

○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一〇八）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき、財務大臣の指定する両営業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（同一〇九）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境八）

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一一）

三

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産・経済産業四）

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（厚生労働一二七）

○特定独立行政法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（農林水産八〇一）

○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁七）

○国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（同八）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三四一、三四三）

○大滝ダムの建設が完了した件（同三四二）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同三四四）

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同三四五）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁七六）

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛五九）

○海上における射撃訓練等を実施する件（同六〇）六三三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 厚生労働省 会計検査院

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、共同研究者の募集関係

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

預金保険の保険料率関係
会社その他

三

三

二

二〇

八

七

七

五

第十五号中1を削り、2から5までを1ずつ繰り上げ、同号の6中「5」を「4」に改め、同号の6を同号の5とし、同号中7を6とする。

第二十二号の1中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改める。

財務省
農林水産省告示第四号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第二十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件（平成二十年七月財務省
農林水産省告示第一号）を改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百二十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

表の1273から1290までの項中	4あり	「アタラシク、コトナク」	4あり	「アタラシク、コトナク」
「アタラシク、コトナク」	「アタラシク、コトナク」	「アタラシク、コトナク」	「アタラシク、コトナク」	「アタラシク、コトナク」

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

第一号の表以外の部分を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第二条第二号の職員が結成し、又は加入する労働組合）組合員である法人の職員が次の表の下欄に掲げる者のみに限られているものを除く。について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条第一号）に規定する者の範囲は、次の表の上欄に掲げる勤務箇所ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

第一号を削り、第一号の号番号を削る。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充

第四条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五条の二を次のように改める。

（主務大臣が定める割合の特例）

第五条の二 対象債権が劣後特約付金銭消費貸借によるものであるときは、平成二十六年三月三十一日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、百分の五十を適用する。

別表第三の二を削る。

○農林水産省告示第八十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百五十五号）（第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十一月二十四日農林水産省告示第二千二百七十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣 林 芳正

別表第三第三十七号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 再使用可能な樹脂製注射筒

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

特許庁長官 深野 弘行

第二号中「二十万六千七百円」を「二十三万四千八百円」に改める。

附則

1 この告示は、平成二十五年五月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料については適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第八号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

特許庁長官 深野 弘行

第二号を次のように改める。

1 千三百三十五スイス・フラン	十三万五千五百円
2 十五スイス・フラン	千五百円
3 二百スイス・フラン	一万四百円
4 百スイス・フラン	一万二百円
5 三百スイス・フラン	三万六百元

附則

1 この告示は、平成二十五年五月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料については適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣
第2 事業の種類 一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 山形県山形市旅籠町一丁目、相生町、大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内
2 使用の部分 山形県山形市旅籠町一丁目、相生町、大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第一号の要件への適合性
申請に係る事業は、山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内までの延長1.1kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道112号改築工事（霞城改良）」（以下「本件事業」という。）である。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成25年厚生労働省告示127号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正の概要について

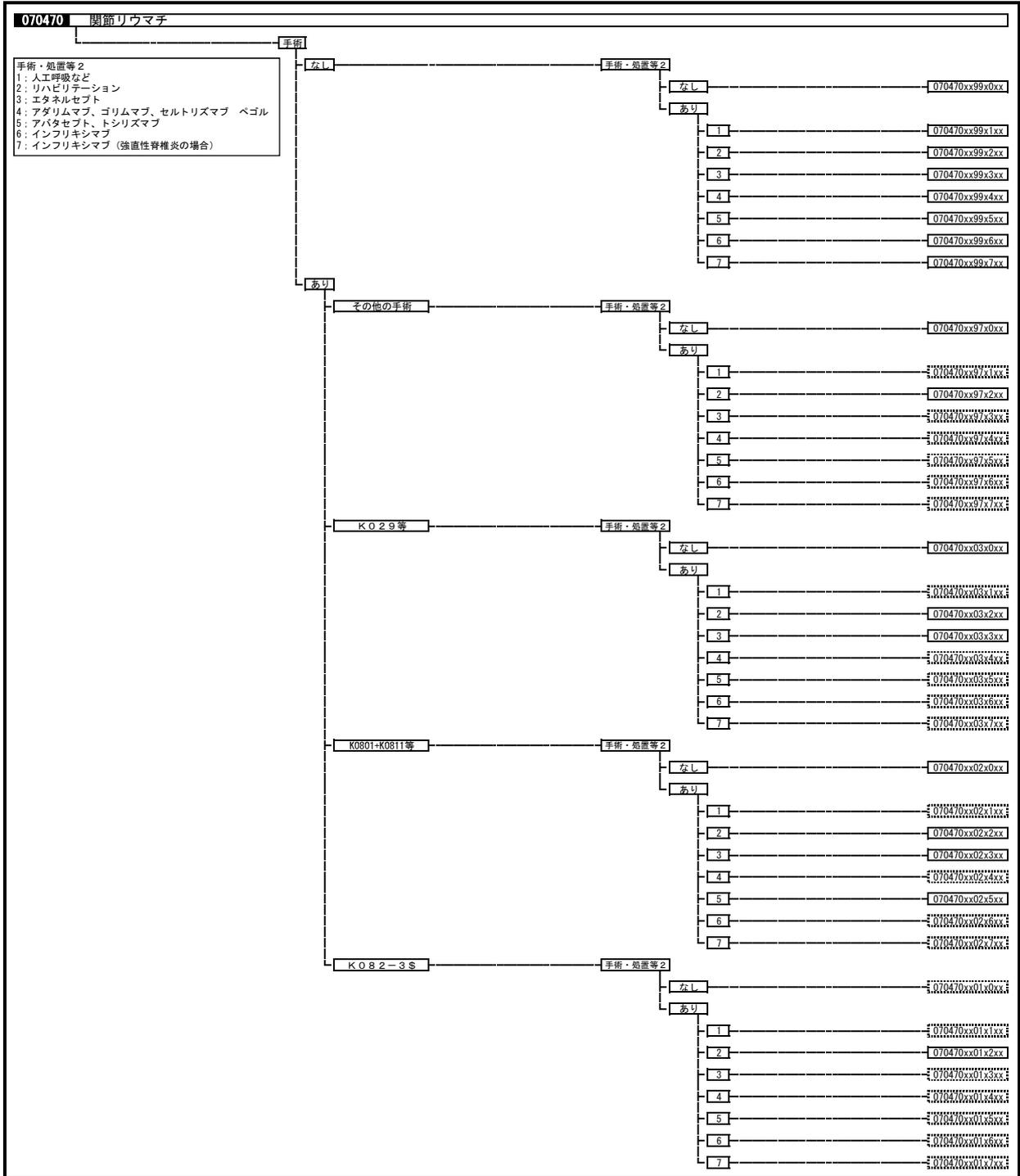
「070470 関節リウマチ」のうち、手術・処置等の2の4に「セルトリズマブ ペゴル」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の診断群分類定義樹形図（別添1）中、「070470 関節リウマチ」を別紙1のとおり改める。

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の定義テーブル中、「070470 関節リウマチ」を別紙2のとおり改める。

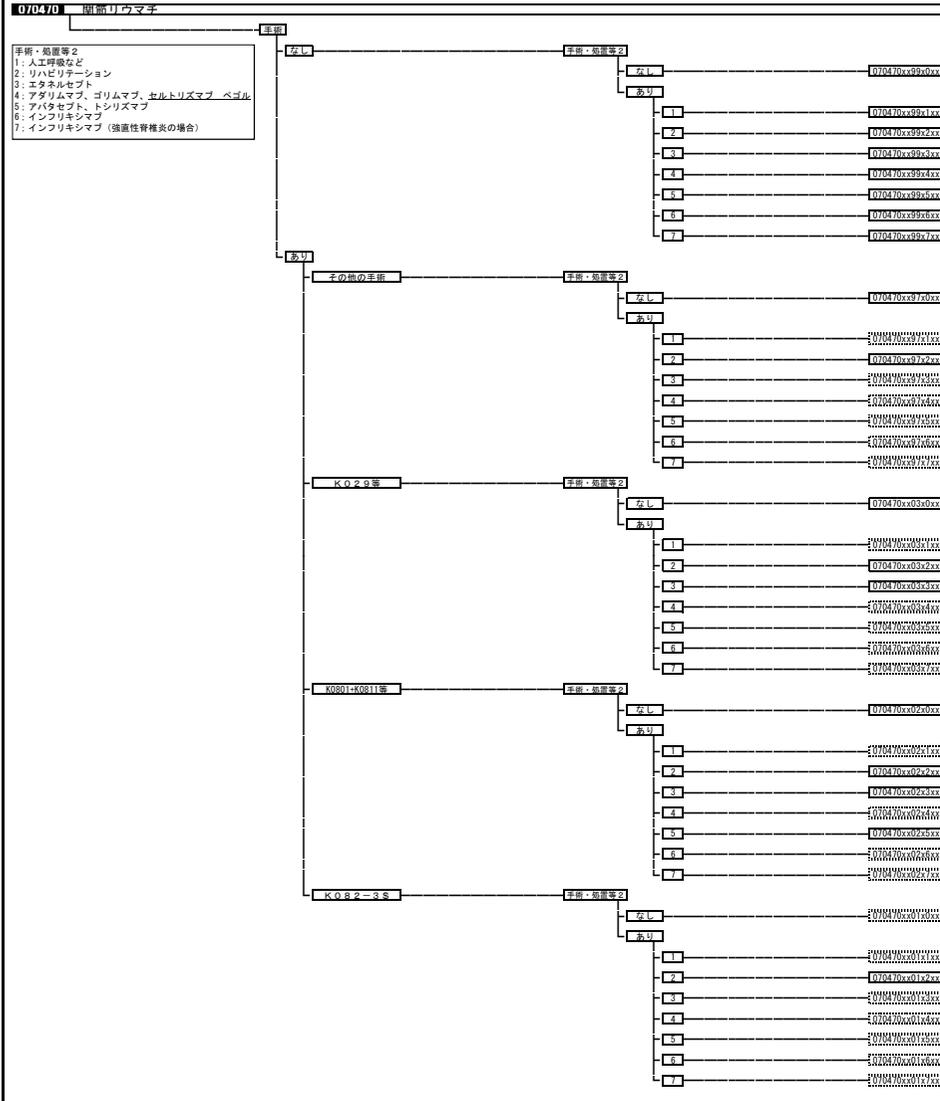
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1)



改 正 後

別 紙 1

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1)



改 正 前

別 紙 1

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1)

